

【学習院大学への入学を希望する皆様へ】

「子ども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」の施行に伴う本学の対応について

「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力の防止等のための措置に関する法律」(以下「子ども性暴力防止法」)が、2026年12月25日より施行されます。この法律は、教育・保育などを行う事業者(以下、学校等)に対し、その学校等に在籍する児童等(※)への性暴力を防止するための措置を講じることを義務付けるものです。

この法律により幼稚園や学校、保育所、学習塾など、児童・生徒等に対して保育・教育を行う事業者には、性暴力を防ぐための取組が求められます。そのため、教育実習等により学校等で実習を行う本学学生についても、性犯罪前科の有無の確認が求められる場合があります。

※児童等には、幼稚園・小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校等に在学する者や18歳未満の者のほか、高等専門学校、専修学校高等課程に在学する者が含まれます。

＜実習生に関する留意点＞

- 実習計画において、子どもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生が子どもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。なお、性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の学校等が行います。
- 性犯罪前科の有無の確認が必要であると判断された場合、実習生本人より子ども家庭庁へ戸籍等の提出が必要となります。
- 性犯罪前科があると確認された者は、子どもと接する実習はできないこととなります。
- 教職課程の履修を希望する場合、教職課程の正式履修者として履修を開始する前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められます。
- その他学校等において実習が必要となる場合には、実習前に性犯罪前科がない旨の誓約書の提出が求められる可能性があります。
- 実習ができないことにより資格取得ができなくなる可能性があります。

本学に入学を希望される方で、関連する免許や資格の取得を希望される方は、このことについて十分にご理解いただきますようお願い申し上げます。

制度の詳細は、子ども家庭庁HP「子ども性暴力防止法(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)」をご覧ください。

子ども家庭庁

子ども性暴力防止法

(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律)

<https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou>